

〔5〕 無謀運転による事故であり、夫が被害者の身上監護を受けられなくなったこと等を考慮した事例

(京都地判令4・6・16交民55・3・791)

事 案 の 概 要

事故態様	被害自転車片側一車線道路を横断中、加害車両①が時速95km（制限速度時速50km）で衝突し、転倒した被害者を加害車両②が轢過			
被 害 者	職 業	家事従事者		
	性 別	女	年 齢	73歳
慰 謝 料 認 容 額	死亡慰謝料：2,300万円 近親者慰謝料：（夫）200万円 （子3名）各100万円			

慰 謝 料 増 額 事 由

死 亡 慰 謝 料	事故現場の道路は片側一車線で自転車等の横断等も十分に想定される状況であったにもかかわらず、加害者①は時速約95kmで加害車両①を暴走させていることを考慮
近 親 者 慰 謝 料	被害者による身上監護が突然受けられなくなった夫の精神的苦痛が大きいことを考慮

【死亡慰謝料】

- ・事故は加害車両①が自転車に乗った被害者に衝突して転倒させ、まだ意識のあった被害者を加害車両②が轢過したという凄惨なものであること、事故現場の道路は片側一車線で幅員は6.4mに止まり、人や自転車の横断等も十分に想定される状況であったにもかかわらず、加害者①は時速約95kmという異常な高速度で加害車両①を暴走させたことを慰謝料の増額事由として考慮した。

【近親者慰謝料】

- ・被害者による身上監護が突然受けられなくなった夫の精神的苦痛も大きいと推察されることなどを考慮し近親者固有の慰謝料を認めた。
- ・被害者遺族らは、加害者の本訴前の損害賠償請求に対する対応が不当極まりないものであり、近親者慰謝料の増額事由に当たると主張したが、法的請求に対する主張は、事実上又は法律上の根拠がないことが明らかな主張をそれと知りながら又は容易にそれを知ることができるのにあえて行ったといえるような特段の事情のない限り、慰謝料増額事由とはならないとし、過失相殺及び自賠責保険金の被害者請求を行うべき旨の主張は慰謝料増額事由に当たらないとした。

[52] 飲酒の上スマートフォンのゲームに脇見して追突したこと等を考慮した事例

(さいたま地判令3・2・26交民54・1・262)

事 案 の 概 要

事故態様	飲酒の上スマートフォンでゲームをプレイしながら運転していた加害車両が、信号待ちのために停止中の被害車両に追突			
被 害 者	職 業	会社員		
	性 別	男	年 齢	不明
傷 害	入 院	9 日	通 院 (実日数)	511日 (323日)
	中心性頸髄損傷、頭部挫傷、胸部挫傷、腰部挫傷、両股関節挫傷、左7、8、9肋骨骨折、外傷性音声障害等			
後遺障害	等 級	14級	症 状 固 定 時	55歳
	外傷性音声障害（14級相当）、局所の神経症状（14級9号）			
慰 謝 料 認 容 額	傷害慰謝料：226万円 後遺障害慰謝料：180万円			

慰 謝 料 増 額 事 由

傷 害 慰 謝 料	治療期間のほか、事故の悪質性を考慮
後遺障害慰謝料	系列を異にする後遺障害が2つ存在すること及び事故の悪質性を考慮

4 出産等への支障

〔128〕 事故当時妊娠中の被害者につき、妊娠・育児生活に相応の支障が生じるとともに、胎児への悪影響に係る不安が生じたことを考慮した事例

(横浜地判平30・9・26自保2033・142)

事 案 の 概 要

事故態様	加害車両が、停車中の被害車両に追突			
被 害 者	職 業	家事従事者		
	性 別	女	年 齢	20歳
傷 害	入 院	0 日	通 院 (実日数)	263日 (189日)
	頸椎捻挫、腰椎捻挫、右上腕挫傷			
慰 謝 料 認 容 額	傷害慰謝料：100万円			

慰 謝 料 増 額 事 由

傷 害 慰 謝 料	本件事故当時、被害者が妊娠中であったことから、妊娠・育児生活に相応の支障が生じるとともに、胎児への悪影響に係る不安が生じたであろうことは理解し得るところであるので、この点を考慮
-----------	--